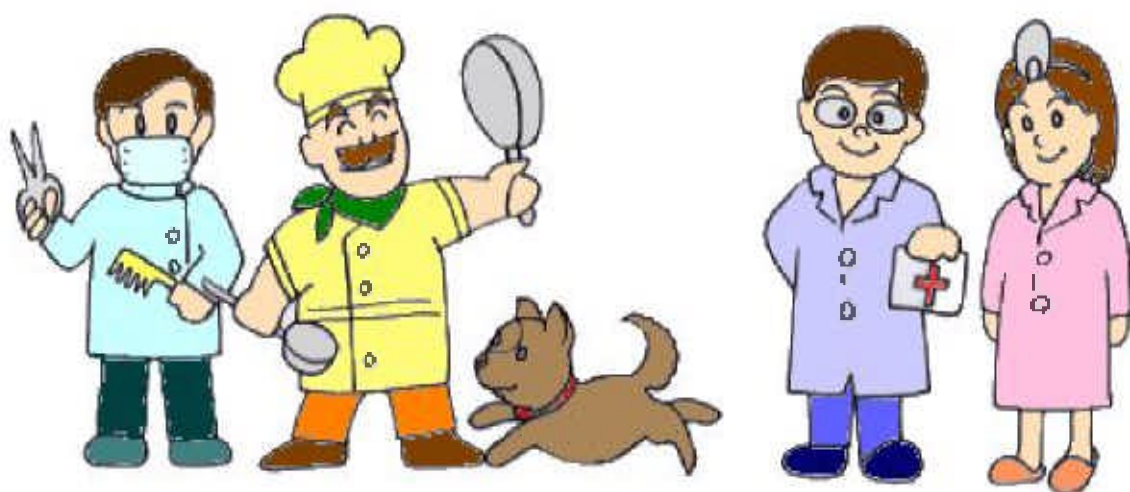


こころとからだの健康発信基地

保健所あんない

令和6年度



北九州市保健所

北九州市保健所あんない

北九州市保健所は、地域保健に関する広域・専門的な市民サービスの提供を行っています。

平成11年10月に、「北九州市総合保健福祉センター（アシスト21）」が開設され、保健所はその一機関として保健・医療・福祉機関と連携し、「市民のこことからだの健康発信基地」となるよう努めています。

この「保健所あんない」は、そうした保健所のすがたを市民の皆さんにご理解いただくために作成したものです。ご活用いただければ幸いです。



北九州市総合保健福祉センター「アシスト21」
（保健所：4階）

保健所の役割と総合保健福祉センター

地域保健法の施行

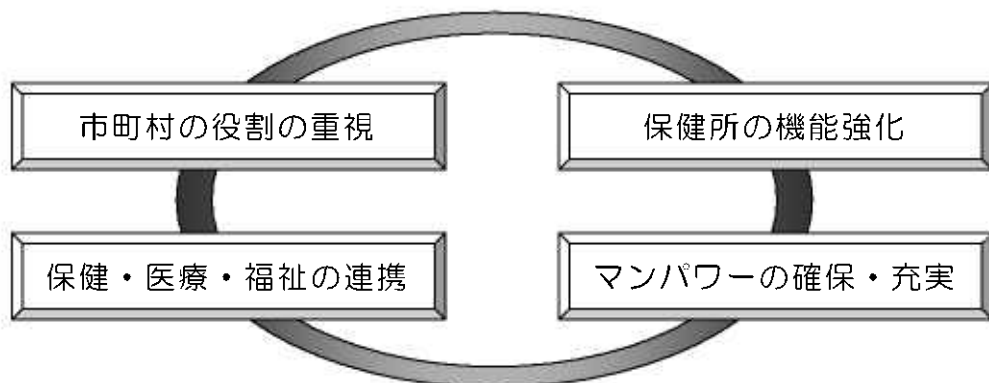
わが国の衛生行政は、赤痢やコレラ、結核などの伝染病の蔓延防止を大きな課題としてスタートしたため、保健所を中心とした衛生行政は、社会防衛的な取組みを重点的に実施してきました。

戦後、日本国憲法が制定され、国民の生存権の確立とその生活の社会的進歩向上が国家義務とされたことから、保健所が健康相談、保健指導のほか、医事、薬事、食品衛生、環境衛生などに関する行政機能をあわせもち、公衆衛生の第一線機関として飛躍的に拡充強化されました。

その後、感染症対策が着実に効果を上げる一方、急激な人口の高齢化と出生率の低下、生活習慣病を中心とした慢性疾患の増加といった疾病構造の変化、住民のニーズの多様化、食品・ゴミ・地球環境などの生活環境問題への住民意識の高まりなど、保健衛生行政をとりまく環境が大きく変貌し、サービスの受け手である生活者個人の視点に立った取組みが重要となってきました。

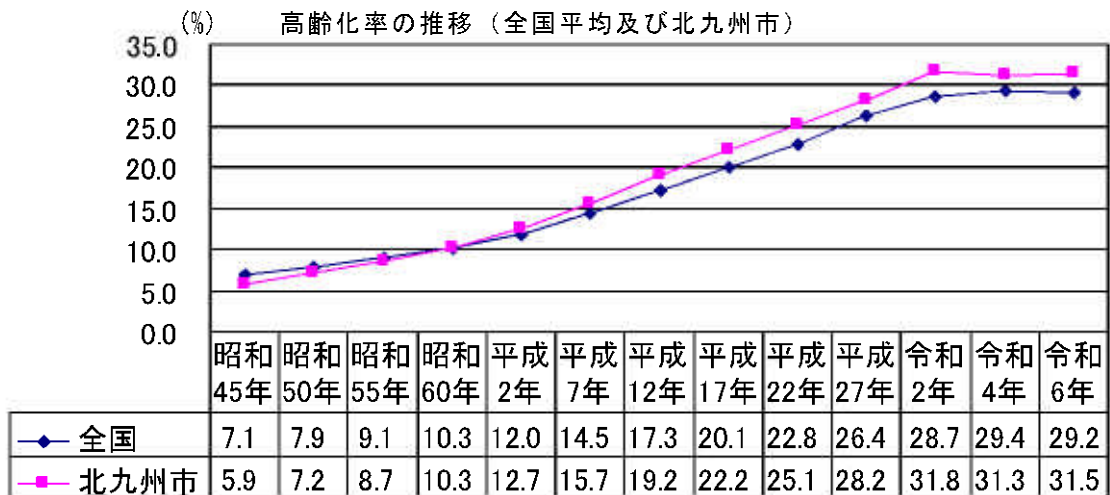
そこで、地域住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、平成6年7月、これまでの「保健所法」が「地域保健法」に改正され、平成9年度から全面的に施行されました。

地域保健法では、今後も、地域に根ざした保健活動を強化することとし、「ゆとり」「安心」「多様性」のある国民生活、「生活先進国」の実現に向け、4つの目指すべき方向を定めています。



北九州市の保健福祉行政

北九州市では、急速に進展する少子・高齢化への対応として、高齢者やその家族の相談に一か所で対応できる仕組みづくりを行うとともに、身近な小学校校区を単位に、地域住民や医療機関、民間ボランティア、自治会、学校、行政等が一体となって、支援が必要な人を、地域住民の温かい見守り・ふれあいの中で、地域全体で支え合うまちづくりを進めてきました。



【出所】令和2年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）
 北九州市が住民基本台帳令和4年（令和4年3月31日現在）、令和6年（令和6年3月31日現在）
 全国が総務省統計局「人口推計 2022年（令和4年）4月1日現在（確定値）」
 「人口推計 2023年（令和6年）4月1日現在（概算値）」

1 保健所7区役所体制の確立

本市では、保健・医療・福祉のより一層の連携を進める一方、実施水準にバラツキがあった医療監視・食品・環境監視等の運用の統一化、食中毒発生時等の緊急時の機動力の確保などを目的として、平成8年10月、各区役所の業務のうち、広域的・専門的な保健所機能を統合した「北九州市保健所」を発足させ、「1保健所7区役所（保健福祉センター）体制」を確立しました。

この見直しにより、旧保健所の機能を2つに分け、対人保健サービスは、住民に身近な各区役所で行い、医療機関などの監視業務や感染症対策・食中毒予防などの広域的・専門的業務は、市内1か所の保健所に集約しました。



◎ 総合保健福祉センター
 ● 区役所

北九州市の保健活動



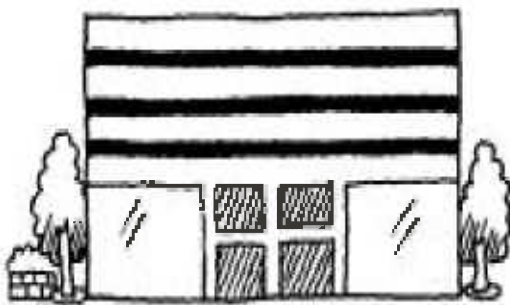
区役所 (7か所)



地域での健康づくり

- 母子保健**
 - 母子健康手帳の交付
 - 妊産婦、乳幼児保健指導・相談事業
 - 地域での育児支援活動（育児サークル等）
- 成人保健**
 - 保健福祉相談コーナー
 - 疾病予防に関する健康相談・健康教室・訪問指導
 - 精神保健福祉相談
 - HIV（エイズ）
（八幡西区）
 - 生活習慣病予防に関する保健事業
- 生活衛生**
 - 食品・環境衛生関係の各種申請等の相談・受付、交付
（小倉北区、八幡西区は除く）

保健所



広域・専門的サービス

- 食品・環境衛生施設の検査・指導
- 病院、診療所等の監視・指導
- 医療機関、薬店等の許認可
- 医療に関する相談
- 医療・食品・営業等関係者の免許申請受付
- 感染症対策
 - ◆結核予防・各種感染症対策
 - ◆HIV（エイズ）検査
 - ◆エイズホットライン
- 公害保健
- 食中毒予防
- 精神保健福祉に関する事業
- 難病相談支援
- 地域リハビリテーションの推進

協力
連携

総合保健福祉センター「アシスト21」入居施設

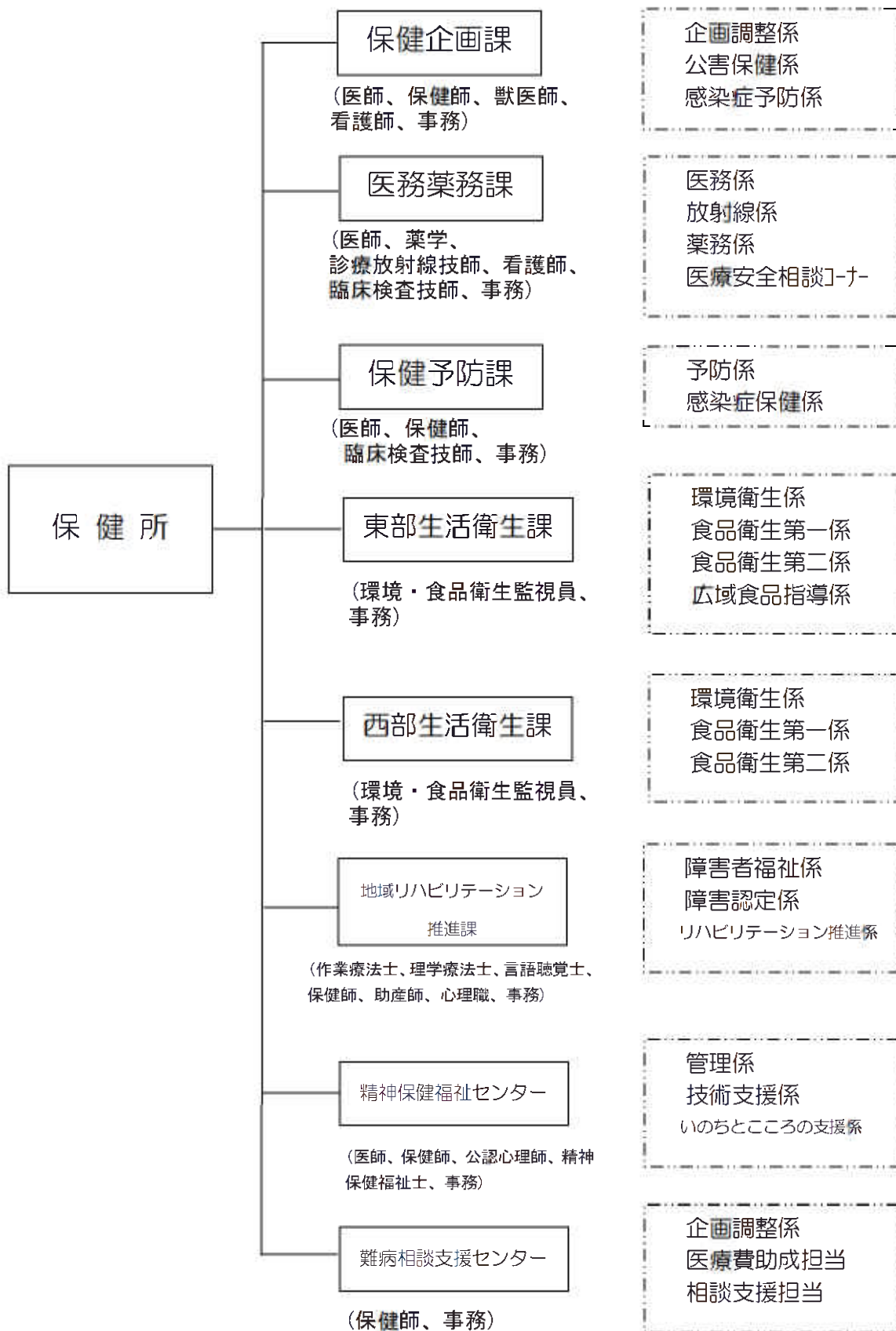
7階	(公社)北九州市医師会	
6階	(一社)北九州市歯科医師会	
	(特活)北九州放射線技師会	
	(一社)北九州市食品衛生協会	
	北九州市保健所（難病相談支援センター）	
5階	北九州市保健所（精神保健福祉センター）	
4階	北九州市保健所（保健企画課、医務業務課、保健予防課、東部生活衛生課）	
3階	北九州市保健所（地域リハビリテーション推進課（障害福祉センター））	
	認知症支援・介護予防センター	
2階	講堂	小倉北ふれあい保育所(公設民営)
1階	夜間・休日 急患センター	北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センター
		福祉用具プラザ北九州
地下1階	地下駐車場（有料）	

※ は市の施設

保健所では こんな仕事をしています

北九州市保健所の組織

(令和6年4月現在)



1 保健企画課（保健所関連業務のみ記載）

☆ 企画調整 ☆

* 統計



公衆衛生施策の企画、運営、評価等に資するため、出生、死亡、死産、婚姻、離婚という人口の動きなどについて把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料となる人口動態調査や、市民の健康に関わる統計調査を行っています。また、情報の公表は「衛生統計年報」のホームページへの掲載により行っています。

* 研修生（社会医学系専攻医・保健師等）の受け入れ

保健・医療・福祉技術者を養成する学校等からの要請を受け、社会医学系専門医専門研修及び公衆衛生看護学実習等の受け入れ施設として、医師や栄養士学生、保健師・看護師学生の受け入れを行っています。

* その他

医師や大学教授などを委員とする「北九州市保健所運営協議会」を設置し、専門的な立場から幅広い意見を出し合い、保健所の運営や市民の健康増進を図るための施策について協議しています。

☆ 公害保健 ☆

* 公害健康被害補償の給付

「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に基づく、公害認定患者に対する補償の給付事業を行っています。

補償給付の実施にあたっては、「公害健康被害認定審査会」と「公害健康被害補償診療報酬審査会」を設置しており、公害健康被害認定審査会では、認定更新の可否や障害等級等を、公害健康被害補償診療報酬審査会では、補償する医療費について、それぞれ審査しています。



***公害保健福祉事業（訪問指導・予防接種費用助成）の実施**

公害認定患者の健康回復と保持・増進を図ることを目的に、専任の看護師が巡回訪問し、治療、食事、日常生活での療養に関する助言・指導を行っています。

また、公害認定患者のインフルエンザ罹患による重症化を防ぐため、予防接種の費用に係る自己負担分を助成しています。

***公害健康被害予防事業（講演会）の実施**

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、専門職等を対象に気管支ぜん息などアレルギー疾患に関連する講演会を実施しています。

***環境保健サーベイランス**

環境省からの委託を受けて、大気汚染の影響による健康被害を予防するためのデータ集積を目的とした、3歳児を対象とした健康モニタリング（市内の一部地域が対象地域）を実施しています。

***石綿読影の精度に係る調査**

環境省からの委託を受けて、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた調査を行っています。調査は肺がん検診等受診者のうち希望者を対象に、エックス線画像による石綿関連疾患の診断（読影）を行っています。

☆ 感染症予防 ☆

***感染症の予防及び啓発**

近年、航空機等の交通手段の発達などにより、急速に世界規模で流行しており、早期に探知し、感染拡大防止に向けた適切な感染対策の実施、強化が求められています。

本市においても感染症法に基づき感染予防対策、感染症の予防啓発等、感染拡大防止のための施策を行っています。

感染症の発生予防及び発生時の対応を円滑に行うために、市内の保健・福祉・医療関係者の知識及び対応能力の向上を目的とした研修会・講演会・情報交換会を実施しています。また、北九州市感染症対策支援ネットワーク事業を実施し、医療機関や高齢者施設等の感染症対策を支援しています。

* 専門職の育成・確保

I H E A T 研修、健康危機対処計画に基づく実践型訓練・研修の企画・実践等、保健所機能強化に係る業務を行っています。

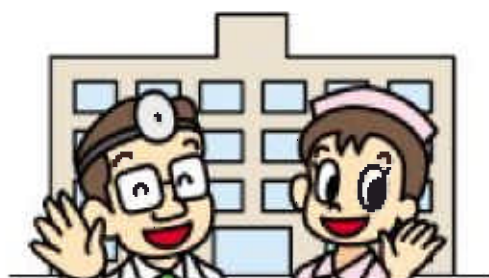
地域保健関係職員研修・保健福祉研究発表会、D H E A T 研修等を通じ、保健技術者の研修及び育成を図っています。

2 医務薬務課

☆ 医 務 ☆

* 各種申請の受付・審査

病院、診療所及び助産所を開設するとき、あるいは施設の構造・設備を変更するときなどに出される許可申請及び届出の受け付け、書類審査及び現地での確認検査を行っています。また、衛生検査所や施術所、歯科技工所に関する申請や届出も受け付けています。



* 医療機関等への立入検査

市民に良質かつ適正な医療を提供するために病院、診療所、助産所に定期的あるいは必要に応じて立ち入り、医療従事者、施設の状態、医薬品、放射線管理等の検査及び指導をしています。

なお、衛生検査所は定期的に、施術所及び歯科技工所は必要に応じて、立入り検査を行っています。

【衛生検査所】

医療機関から委託されて、血液検査や細菌検査、組織などの検査を行うところ

【施術所】

柔道整復（整骨院）、あんま・はり・きゅう等を行うところ



* X線撮影検査

結核患者に接触した人に胸部X線撮影検査を行い、早期発見や感染拡大の防止に努めています。

* 放射線に関する相談

医療被ばくを含めて、放射線に関する全般的な質問に対応しています。

* 医療安全相談窓口

医療に関する患者や家族の「どうしたら良いかわからない。」「困っている。」等の悩みに対し、医療の知識を持つ相談員がアドバイスをしたり、情報提供を行ったりしています。また、医療事故防止や院内感染対策に関する、市民や医療機関からのご相談も受け付けています。

☆ 薬 務 ☆

* 医薬品医療機器等法及び毒物劇物取締法に関する許可（登録）及び監視指導

薬局、医薬品店舗販売業、医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の新規開設の許可（登録）及び構造設備や管理者の変更など各種届出の受付を行っています。

また、医薬品や毒物劇物等の管理状態の監視及び虚偽・誇大広告、不正表示の指導や取締りを行っています。

* 麻薬取扱等諸手続に関する受付

県が許可等を行う麻薬取扱者免許や医薬品卸売販売業等の申請及び各種届出を受け付けて、県に送付しています。

* くすりのセミナー

医薬品を適正に使用するための知識を普及し、くすりの正しい使用方法、ジェネリック医薬品やかかりつけ薬剤師の役割などについて市民の皆様にご理解いただくため、市民センター等で「くすりのセミナー」を開催しています。

*薬物乱用防止

薬物乱用の危険性を早い段階から認識してもらうために小学生を対象として「シンナー等薬物乱用防止教室」を開催しています。また、全国一斉で行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などを通じ、広く市民啓発を行っています。



3 保健予防課

☆ 予 防 ☆

*感染症予防



感染症患者等が発生した場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)」に基づき、積極的疫学調査を行うとともに、感染源の発見及び感染のまん延防止に努めています。

また、感染症法に基づき感染症診査協議会を設置しています。

この診査会では、感染防止のための入院期間延長の適否や、適正医療の普及と患者の負担軽減のための公費負担医療の内容を診査しており、感染予防や療養の支援等の社会的対応を行っています。

*結核予防

医療機関からの結核患者発生の届出をもとに患者登録を行い、保健師が患者や家族との面接等を実施しながら、病気に関する相談に応じるとともに、適切な治療ができるよう保健指導を行っています。

治療終了後も、一定期間、再発防止のために無料で検診が受けられるよう「管理検診」を実施しています。

患者家族及び接触者については、必要な方に接触者健康診断を実施して、新規患者の早期発見や感染源の探索を行い、結核の感染防止に努めています。

*HIV(エイズ)・性感染症予防

毎月(原則)第一月曜日と6月・12月の第一日曜日に、HIV(エイズ)抗体の血液検査(迅速検査:即日の結果が判明する検査)を行っています。また、エイズ等の不安解消のため保健師がエイズホットライン(専用電話)で相談に応

じています。(8:30~17:00 電話093-522-8727)

☆ 検 査 ☆

* 検体搬送

感染症患者等が発生した場合、感染症法に基づき、国のサーベイランス事業等に協力するため病院等から検体を受領し、保健環境研究所に搬送しています。

* 医療監視

医務薬務課が行っている衛生検査所、病院への立ち入り検査に同行し検査室の精度管理、感染管理等について検査、指導を行っています。

4 東 部 生 活 衛 生 課

(門司区・小倉北区・小倉南区担当)

西 部 生 活 衛 生 課

(若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区担当)

☆ 環 境 衛 生 ☆

* 営業施設の許可等・衛生指導

各営業施設の許可・確認事務を行うとともに、立入り検査を行い、施設の衛生的な管理について指導を行っています。

【営業施設】

ホテル、旅館、興行場（映画館、劇場等）、公衆浴場（銭湯、サウナ等）、理容所、美容所、

* 墓地等の許可

墓地、納骨堂、火葬場、改葬の許可業務を行っています。

【改葬】

墓や納骨堂に入れてあるお骨を別の墓地、納骨堂に移すこと

* 特定建築物やプールの衛生指導

特定建築物（多数の人が利用する店舗・事務所ビル等で衛生的な管理が必要な一定規模以上の建物）や遊泳用プールに立ち入り、室内の空気環境の測定、水質検査などを実施し、衛生指導を行っています。また、特定建築物については、設計段階での空調設備、飲用水設備の事前指導も行っています。

* 専用水道の確認と衛生指導

専用水道の設置にかかわる検査確認事務および衛生指導を行っています。

【専用水道】

- ① 大きな団地や療養所などで、井戸水などを利用して100人を超える居住者に生活に必要な水を供給するもの。
- ② 1日最大給水量（生活の用に供するもの）が20m³を超える施設。

* 簡易専用水道等の衛生指導

簡易専用水道の適正な維持管理について指導を行っています。

また、井戸水を飲み水としている人に対する相談も受けています。

【簡易専用水道】

高層ビル等で水道水を一旦受水槽（有効容量10m³を超えるもの）に受けて各階に給水するもの

* 家庭用品の安全

衣類や家庭用洗剤などによる健康被害を防ぐため、人体に有害な物質（衣類のホルマリンなど）が製品に含まれていないかどうか検査しています。

* 免 許

医療従事者等（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、栄養士等）の免許申請・書換・再交付や、クリーニング師の受験願書受付に関する事務を行っています。

* 相 談

シックハウスなど住まいの衛生に関する相談や衛生害虫に関する相談、その他環境衛生に関する相談を受けています。

☆ 食 品 衛 生 ☆

* 営 業 許 可

飲食店や食品製造業、食品販売業などを営業するには、食品衛生法に基づく許可や届出が必要です。

保健所では、申請のあった施設の現地調査を行い、基準に適合しているか確認したうえで許可しています。

* 食中毒の予防

カンピロバクターやノロウイルス等の食中毒を未然に防ぐために、飲食店、食品製造・販売施設等の調査や指導を行っています。また、衛生的で安全な食品が

提供されるように、食品の細菌検査や添加物等の検査を行っています。

また、食品関係従事者や消費者に対して食中毒予防衛生講習会を実施しています。

なお、食品による事故や苦情が発生した場合は、関係施設や患者等の調査を行い、原因を究明することで再発の防止に努めています。

*犬・猫

飼い犬の登録鑑札、狂犬病予防注射済票の交付や、犬が人をかんだ場合の事故発生届の受付を行っています。なお、犬や猫の飼い方については、動物愛護センターにご相談下さい。



*免許

調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許申請・書き換え・再交付に関する事務と受験願書の受付（調理師を除く）を行っています。

*その他

（一社）北九州市食品衛生協会など食品衛生事業に関する団体の育成と、指導を行っています。また、と畜場（牛や豚等を食肉にする施設）や、食鳥処理場（鶏、アヒル等を食肉にする施設）の許可や衛生指導を行っています。

5 東 部 生 活 衛 生 課（広域食品指導係）

（市内全域担当）

通称名：市場食品安全監視センター



*卸売市場の監視・衛生指導

卸売市場内の監視（朝6時15分からの早朝監視を含む）を行い、食品の表示や保存温度、有毒・不良食品等についてチェックを行っています。また、市場内業者を対象とした衛生講習会や情報提供を行い、食品衛生に関する啓発に努めています。

*食品製造業の衛生指導

食品による事故を防止するため、市内の食品製造（加工）施設に立ち入り、衛

生管理の確実な実施を指導しています。施設、設備の衛生管理や食品取扱いが適切になされているか、また、法律で定められたことが守られているか監視を行います。

* 集団給食施設の衛生指導

学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設に立ち入り、食中毒予防のための衛生指導を行っています。小児や高齢者等の健康弱者が利用する施設も多く、サルモネラやノロウイルス食中毒の予防対策等について、重点的に指導を行っています。また、調理従事者に対する衛生講習会等を実施しています。

* 食品の収去

食品衛生法及び食品表示法に基づく食品等の規格・基準や北九州市食品衛生成分規格指導基準等に違反していないかを検査するために、卸売市場及び市内の製造業等において食品を収去しています。

【収去とは】
検査のために必要な最少量の食品を無償で提供して頂くこと

6 地域リハビリテーション推進課

☆ 障害者福祉 ・ 地域リハビリテーション ☆

* I 障害者福祉

(1) 身体障害者更生相談所としての業務

身体障害者福祉法第11条に基づいて設置された施設で、身体障害者の更生援護を実施するにあたり、次のような業務を行っています。

- 身体障害者に関する各種相談及び指導
- 身体障害者手帳にかかる障害程度の認定

区役所保健福祉課の依頼により、専門的、医学的な判定を行っています。

(身体障害者福祉法第15条)

- 自立支援医療(更生医療)の要否

区役所保健福祉課の依頼により、専門的、医学的な判定を行っています。

(障害者総合支援法第52条)

- 補装具の交付

補装具に関する処方及び適合判定を行っています。

(障害者総合支援法第76条)

(2) 知的障害者更生相談所としての業務

知的障害者福祉法第12条に基づいて設置された施設です。

18歳以上の知的障害者について、知的障害の程度を判定する療育手帳判定のほか、知的障害者の身近な相談窓口である各区役所保健福祉課と協力しながら、地域に住む知的障害者やそのご家族の相談に応じたりします。

その他、各区役所保健福祉課や関係機関を専門的立場から支援するという大切な役割を持っています。

(3) 言語聴覚障害者の支援業務

言語聴覚士が以下の支援を行っています。

・言語相談・評価・指導・訓練（予約制）

聴こえやことばのことで、悩んでいる人とその家族、関係者を対象に相談に応じ、評価・指導を行います。言葉の訓練が必要な人にはコミュニケーションに関する専門的な情報提供を行います。

・ことばの発達に関する相談・支援（予約制）

ことばの発達やコミュニケーションに遅れがある幼児とその保護者を対象にグループ訓練を行っています。

・個別構音訓練（予約制）

構音の発達に遅れがある子どもを対象に個別訓練を行っています。

・集団言語リハビリ交流教室

失語症・運動性構音障害の方を対象にリハビリ交流教室を行っています。

・吃音幼児グループ訓練、吃音幼児グループ訓練

吃音の問題で悩んでいる方や家族の相談に応じ、必要な場合は個別やグループでの訓練を実施しています。

(4) 視覚障害者の支援業務（中途視覚障害者緊急生活訓練事業）

北九州市内に居住する中途視覚障害者で、身体障害者手帳（視覚障害）を所持している方や難病等(障害者総合支援法に定める疾病)の方を対象に無料で緊急生活訓練事業を行っています。

※ただし、交通機関等を利用する訓練の場合は、実費負担（交通費等）が必要。また、この場合は訓練士分の実費負担（交通費等）も必要。

《 訓練内容 》

- ・生活訓練（歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練、社会参加訓練）
- ・訓練受講者同士の「つどい」
- ・相談員（当事者）による専門相談
- ・講習会（視覚障害者用のパソコンソフトを使ったパソコン研修、点字講習会）

（５）高次脳機能障害者の支援業務

精神保健・地域移行推進課、精神保健福祉センター、地域リハビリテーション推進課（障害福祉センター）の3課共同で、以下のような高次脳機能障害者の支援を実施しています。

- ・個別相談（対象：高次脳機能障害者への支援を行う機関や、本人・家族等）
- ・高次脳機能障害者のつどい（相談会）
- ・高次脳機能障害支援者研修会（福岡県高次脳機能障がい支援機関である産業医科大学と協力して実施）

（６）障害支援区分認定審査にかかる調査及び審査会の実施業務

障害のある人等が障害福祉サービス（介護給付等）を受けるために必要な「障害支援区分」の認定のため、認定調査や医師意見書の受理などを行い認定審査会を運営しています。

（障害者総合支援法第20条、第21条）

* II 地域リハビリテーション

（１）地域リハビリテーション

地域リハビリテーションを推進するため、市内の医療機関等の協力を得て、医療・介護関係者等を対象とした人材育成や連携強化、リハビリテーション相談支援を行うとともに、地域住民の介護予防活動への支援等を行っています。

(2) 福祉用具プラザ北九州（介護実習・普及センター）

福祉用具や介護知識・技術に関する相談に応じ、助言やコーディネートを行っています。

《 事業概要 》

- ・福祉用具の展示、福祉用具の試用や体験
- ・自助具の製作や改良の支援
- ・窓口相談や訪問支援（作業療法士・理学療法士・介護福祉士などの専門職による福祉用具の選び方や使用方法案内など）
- ・介護講座、専門職研修

7 精神保健福祉センター

精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第6条において規定された精神保健福祉分野における専門機関です。

☆精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）☆

精神障害により、長期にわたり日常的又は社会生活への制約のある方を対象とした精神障害者保健福祉手帳や、精神疾患（てんかんを含む。）があり、通院による精神医療を継続的に要する症状である方に対し、その通院医療にかかる費用の負担軽減を図る自立支援医療（精神通院）の認定等に係る業務を行っています。

☆精神保健に関する相談☆

依存症、うつ、ひきこもり等に悩んでいる本人や家族からの相談や自助グループの支援などを行っています。

* 個別の相談

薬物（覚せい剤・大麻・処方薬など）がやめられない方、借金をしてでもギャンブルをしてしまう方や、そのご家族・支援者の方の相談をお受けしています。

その他、自死でご家族を亡くされた方の個別相談や弁護士による法律相談、性同一性障害に関する相談をお受けしています。

事前に予約が必要なものや、相談日を設定しているものがあります。詳細は、精神保健福祉センターまでお問い合わせください。

*各種家族教室

大切な方が、「うつ病」や「ひきこもり」「アルコール・薬物・ギャンブルなど」の問題を抱えていることで悩んでいるご家族のための教室を開催しています。詳細は、精神保健福祉センターまでお問い合わせください。

*精神保健福祉に関する啓発

市民の方に対して、精神保健福祉に関する正しい知識などの情報発信や研修などを行っています。

☆精神医療審査会☆

医療保護入院届等の審査、精神科病院の入院患者等からの退院・処遇改善請求の審査を行っています。

☆いのちとこころの支援センター（地域自殺対策推進センター）☆

北九州市の自殺対策をさらに強化するため、平成25年4月に、精神保健福祉センター内に設置されました。自殺予防に関する普及啓発や人材育成事業をはじめ、自殺の危険性が高い方への相談支援や、関係機関・窓口への支援などを行っています。

8 難病相談支援センター

難病の患者さんやご家族の皆様が、安心して療養生活を送っていただけるよう、支援を行う窓口です。

☆ 相談支援 ☆

病気のこと、治療のこと、介護のこと、制度のこと等、個別のご相談に応じています。必要に応じて、専門の機関や窓口を紹介しています。

☆ 患者・家族会活動の支援 ☆

難病患者・家族会の活動を支援しています。講演会等の会場や講師についてのご相談、新しく患者会を立ち上げたい等のご相談に応じています。

☆ 講演会等の開催 ☆

北九州市主催の難病に関する講演会や相談会を開催しています。また、地域の支援

者(民生委員・児童委員、障害者相談員、ケアマネジャー等)や障害者雇用企業、支援団体等の研修等のご相談にも応じています。

☆ 情報の発信・啓発 ☆

北九州市公式フェイスブックやホームページから、難病情報を発信しています。

☆ 就労支援 ☆

働きたい方や、働き続けることを不安に思っている方には、関係機関(ハローワーク、しごとサポートセンター、社会保険労務士等の専門家等)と連携しながら、就労に関するご相談に応じています。

また、難病のある人が抱える就労に関するさまざまな課題を整理し、自分に合う働き方をご自身で見つけるための「難病のある人のための就労ハンドブック」を作成し、無料で配布しています。

☆ ピア・サポーターの養成等（当事者同士の支えあい） ☆

ピア・サポーターを養成するための講習会を開催しています。また、難病相談会や各種イベント等で、講習会修了者が活躍できる場を提供しています。

☆ 北九州市の制度に関する情報提供 ☆

「北九州市難病サービスガイド」等を無料で提供しています。

☆ 特定医療費（指定難病）の助成 ☆

国が指定する難病にかかっている方に対して、その疾病の治療にかかる医療費の一部を助成します。

☆ がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業 ☆

がん罹患された方が、治療に伴う外見の変化をカバーするために購入した医療用ウィッグや補整具等の費用の一部を助成します。

☆ 若年がん患者在宅療養生活支援事業 ☆

40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス利用料の一部を助成します。

保健所の組織および受付時間

【受付時間】月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始、祝日を除く）

※ ただし、以下の表に別途、受付時間の明記があるものはそれによる。

課名等	業 務 内 容	
保健企画課 電話：093-522-5721	企画調整係	北九州市保健所運営協議会、人口動態調査その他保健関係の統計
	公害保健係 電話：093-522-8722	公害に係る健康被害の補償、公害に係る健康被害予防事業（環境改善事業を除く）
	感染症予防係	感染症の予防及び啓発
医務業務課 電話：093-522-8726	医務係	医療機関等の申請・届出の受付、医療監視、
	薬務係 電話：093-522-8766	薬局・医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業の各種申請・届出の受付、薬事監視、毒物劇物監視、薬物乱用防止啓発活動
	放射線係	診療用放射線装置等の各種申請・届出受付、医療監視、エックス線撮影検査
	*医療安全相談コーナー 電話：093-522-8753	医療に関する電話相談 【受付時間】月曜日～金曜日 10時～15時（年末年始、祝日を除く）
保健予防課 電話：093-522-8764	予防係	結核・感染症関連 電話：093-522-8764
	感染症保健係	エイズホットライン 電話：093-522-8727 【受付時間】月曜日～金曜日 8時30分～17時（年末年始、祝日を除く）
地域リハビリテーション推進課 電話：093-522-8724	障害者福祉係	心身障害者の①更生、援護等の相談医学的、②心理学的及び職能的検査、診断及び判定並びにこれらに基づく必要な指導、③巡回相談 身体障害者の自立支援医療（更生医療に限る。）、戦傷病者の更生医療の要否の判定言語機能回復訓練事業
	障害認定係	北九州市介護給付費等の支給に関する審査会の管理運営等 障害支援区分の審査判定、認定調査
	リハビリテーション推進係	地域リハビリテーションに関する支援体制の構築、普及啓発及び調査研究 リハビリテーション連絡協議会
精神保健福祉センター 電話：093-522-8729	管理係	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）の認定等、精神医療審査会
	技術支援係	依存症対策、個別相談、各種家族教室、精神保健福祉に関する啓発
	いのちとこころの支援係	自殺予防こころの相談電話、いのちとこころの情報サイト・こころの体温計に関する広報・普及啓発等
難病相談支援センター	企画調整係： 093-522-8763	相談支援、難病患者・家族会活動の支援、難病に関する講演会等の開催・情報の発信・啓発、就労支援、ピア・サポーターの養成、北九州市の制度に関する情報提供、特定医療費(指定難病)に関する認定審査、受給者証の発行、医療費の支払い等
	医療費助成担当： 093-522-8762	
	相談支援担当： 093-522-8761	

（次ページに続く）

課名等	業 務 内 容	
東部生活衛生課 （門司区・小倉北区・小倉南区） 電話：093-522-8728	環境衛生係	理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場、墓地・納骨堂、専用水道、簡易専用水道、温泉利用、特定建築物、化製場の許可、届出、改葬（お骨の移動）許可、医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等）の免許申請受付 ※害虫駆除の相談は、衛生害虫相談センター（093-522-5321）へ
	食品衛生第一係・第二係	食品営業許可、食中毒の予防、犬の登録及び狂犬病予防接種
	広域食品指導係 電話：093-583-2048	卸売市場の食品関係営業施設の監視及び指導、市内全体の食品製造施設・集団給食施設の衛生指導 【受付時間】月曜日～金曜日 8時30分～17時15分、土曜日 8時30分～12時30分（年末年始、祝日を除く）
西部生活衛生課 （若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区）	環境衛生係 電話：093-622-4614	理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場、墓地・納骨堂、専用水道、簡易専用水道、温泉利用、特定建築物、化製場の許可、届出、改葬（お骨の移動）許可、医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等）の免許申請受付 ※害虫駆除の相談は、衛生害虫相談センター（093-522-5321）へ
	食品衛生第一係・第二係 電話：093-642-1818	食品営業許可、食中毒の予防、犬の登録及び狂犬病予防接種

